

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 3月12日

松山地方裁判所民事部

裁判所書記官 今 村 正 詞

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 4月 9日 午前 8時30分から 令和 8年 4月16日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 4月23日 午前10時00分 場 所 松山地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 5月14日 午前10時00分 場 所 松山地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 4月24日 午前10時00分から 令和 8年 4月27日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 3月12日から当庁民事書記官室に備え置きます。	



物 件 目 録

- 1 所 在 今治市国分四丁目
地 番 乙138番8
地 目 宅地
地 積 570.00平方メートル
- 2 所 在 今治市国分四丁目 乙138番地8
家屋 番号 乙138番8
種 類 居宅
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床 面 積 178.53平方メートル
(附属建物)
符 号 1
種 類 作業所
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
床 面 積 1階 24.84平方メートル
2階 5.67平方メートル



物件明細書

令和 8年 1月21日

松山地方裁判所民事部

裁判所書記官 今村正詞

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1, 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

周囲の土地との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 今治市国分四丁目
地 番 乙138番8
地 目 宅地
地 積 570.00平方メートル
- 2 所 在 今治市国分四丁目 乙138番地8
家屋 番号 乙138番8
種 類 居宅
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床 面 積 178.53平方メートル
(附属建物)
符 号 1
種 類 作業所
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
床 面 積 1階 24.84平方メートル
2階 5.67平方メートル



令和 7年(ケ)第101号
令和 7年12月10日受理
令和 8年 1月 9日提出

現況調査報告書

松山地方裁判所
執行官 松 本 高 明

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 今治市国分四丁目
地 番 乙138番8
地 目 宅地
地 積 570.00平方メートル
- 2 所 在 今治市国分四丁目 乙138番地8
家屋 番号 乙138番8
種 類 居宅
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床 面 積 178.53平方メートル
(附属建物)
符 号 1
種 類 作業所
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
床 面 積 1階 24.84平方メートル
2階 5.67平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	今治市国分4丁目4-28
土地	物件1
現況地目	■宅地(物件1) □公衆用道路(物件) □ (物件)
形状	□14条地図のとおり □地積測量図のとおり ■建物図面のとおり □土地建物位置関係図のとおり □地図に準ずる図面のとおり
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	別紙「その他の事項」記載のとおり
建物	物件2
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる(□主たる建物 □附属建物) □種類: □構造: □床面積:
物件目録にない附属建物	■ない □ある — 種類: 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	■建物所有者 □その他の者 上記の者が本建物のうち主たる建物を居宅として、附属建物を作業所として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	別紙「その他の事項」記載のとおり
執行官保管の仮処分	■ない □ある [地方裁判所 支部 平成 年() 第 号 保管開始日 平成 年 月 日
土地建物の位置関係	■建物図面のとおり □土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

その他の事項

- 1 物件1土地は、市街化調整区域内に属するが、公簿によれば昭和58年10月地目変更を原因として畑から宅地に地目変更登記が行われている。
- 2 物件1土地は、法務局に14条地図が整備されておらず、地図に準ずる図面しかないほか、地積測量図の備え付けもないことから、物件1土地の正確な位置、形状を把握し、地積を算出するには、関係者立会の下に境界査定を行った上で専門家による測量が必要である。現況で物件2建物の敷地として使用されている部分の土地の形状は、物件2建物の建物図面の形状と概ね一致し、概測地積は同建物の建築計画概要書に記載されている土地の地積約773.645平方メートルと大差は見られなかったが、公簿地積570平方メートルと比較すると大幅に大きいため、関係者立会の下に境界査定を行った上で専門家による測量等をまたないと直ちに採用することは不相当と考える。
- 3 物件2主たる建物は、昭和58年4月に主要用途専用住宅で建築確認を受けている。この際に既存宅地の確認を受けている。なお、完了検査を受けた記録は残っていない。
- 4 物件2附属建物符号1についても、昭和60年7月に主要用途アトリエで建築確認を受けた記録が残っているが、完了検査を受けた記録は残っていない。
- 5 物件2建物は、建物所有者が居宅、作業所として使用している。
- 6 物件2建物はオール電化住宅である。
- 7 物件1土地の水道は、北東側に整備されている公共水道から引き込み、下水は公共下水に接続して放流されている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (所有者)	<ol style="list-style-type: none">1 物件1土地は、周囲の土地との境界に特に争いになったことはありません。私としては、物件2建物及びその敷地部分の土地を買い受けたという認識です。2 物件2建物は未登記の増築はありません。3 物件2建物に特に不具合はありません。私が買い受けた際に附属建物符号1の1階部分の床が抜けていたため、床を張り替えました。4 物件2主たる建物は、私が居宅として使用しています。附属建物符号1は前所有者が写真現像等の暗室として使用していたと聞いています。5 物件2建物の水道は、市の公共水道を引き込んでいます。6 下水は、公共下水に接続して放流しています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4 枚目)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年12月10日 (水) 10:00 - 10:30	当庁等	申請書等作成
令和7年12月12日 (金) 8:50 - 9:10	松山地方法務局今 治支局	公図、登記事項等の閲覧、謄写
令和7年12月12日 (金) 14:40 - 15:10	物件所在地	占有等現地調査、近隣調査、写真撮影
令和7年12月12日 (金) 15:30 - 15:50	今治市役所	建物間取図等資料収集、建築計画概要書等閲覧、上下水道について調査
令和7年12月17日 (水) 15:35 - 15:50	当庁等	所有者から電話で聴取
令和7年12月19日 (金) 14:00 - 15:00	物件所在地	立入調査、写真撮影(評価人と同行)、所有者の親族立会
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行させて臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)

登記年月日：平成18年9月4日

326184

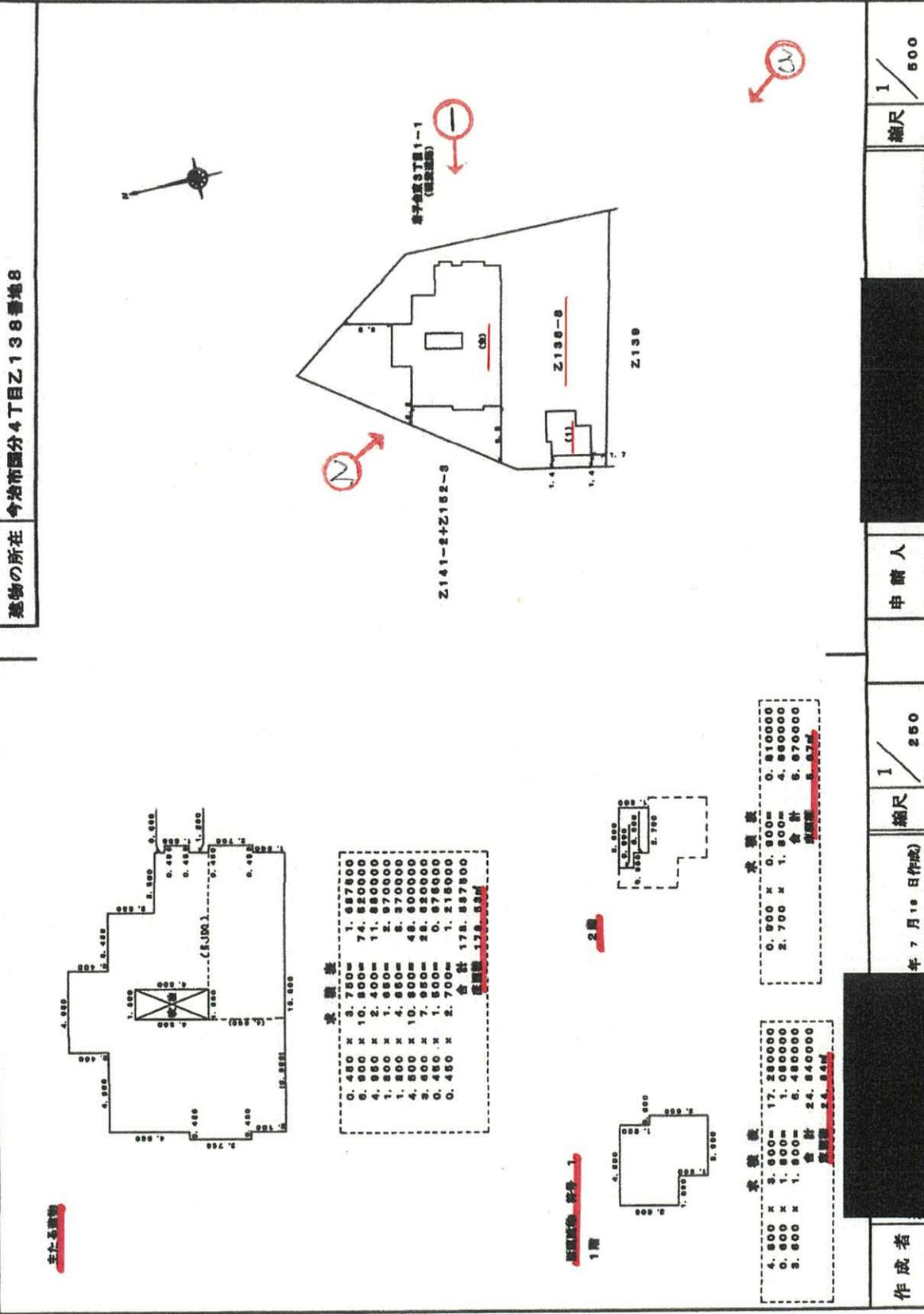
各階平面図

平成18年9月4日

家屋番号 Z138番8

建物の所在 今治市園分4丁目乙138番地8

建物図面
各階平面図



これは図面に記号されている内容を証明した書面である。
令和7年12月11日 松山地方裁判所今治支部

登記官

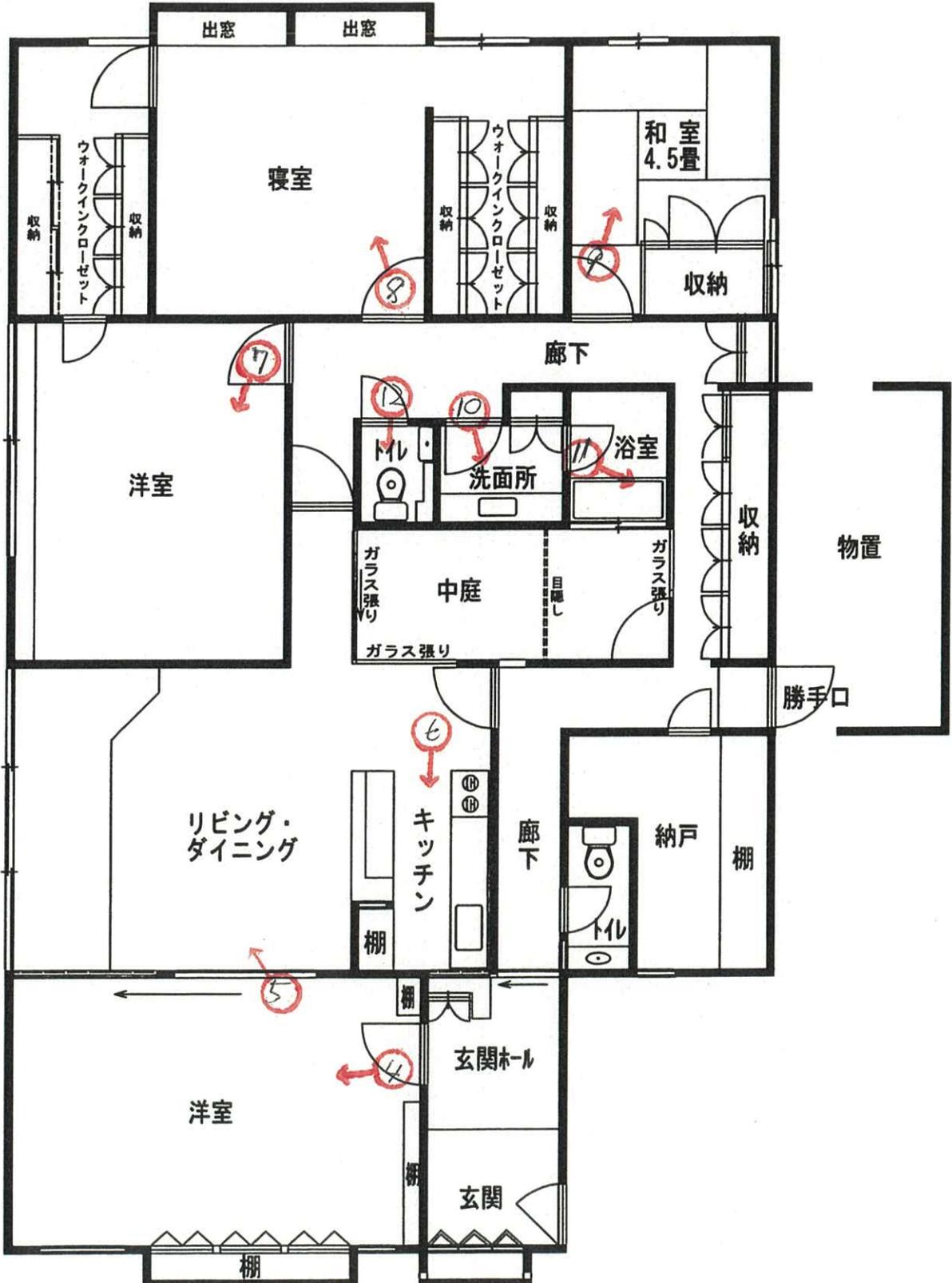
(6枚目)

公用

請求番号：8-4



物件 2 (主たる建物)



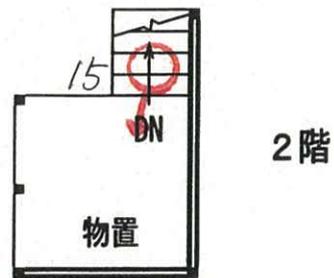
写真撮影位置・方向・番号○➡

(7 枚目)

建物間取図



物件 2 (附属建物 符号 : 1)



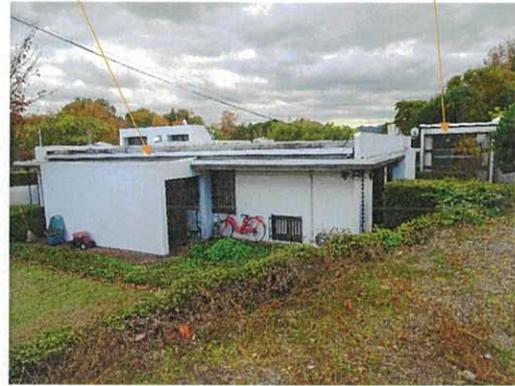
写真撮影位置・方向・番号

(8 枚目)

① 物件1 物件 2 主たる建物



② 物件 2 主たる建物 附属建物符号 1



③ 物件 2 主たる建物 附属建物符号 1



④ 物件 2 内部 1階



⑤



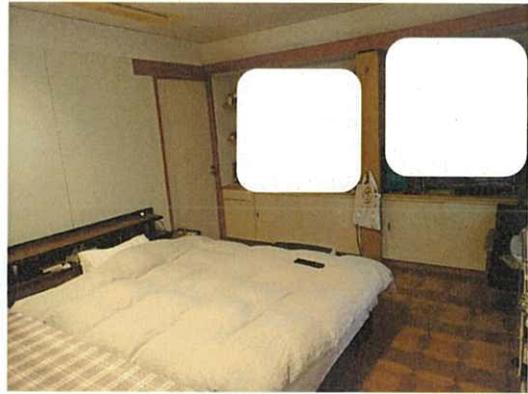
⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫



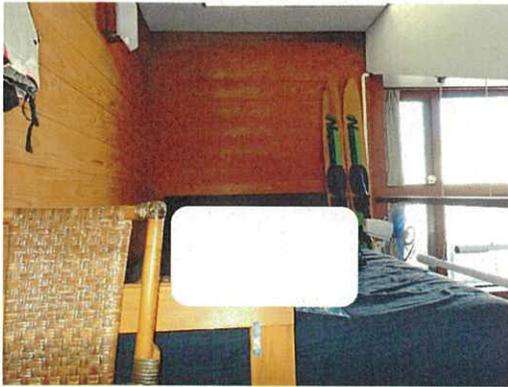
⑬ 物件 2 附属建物符号 1



⑭



⑮ 2階



令和 7 年 (夕) 第 101 号
令和 7 年 12 月 19 日 現地調査
令和 7 年 12 月 26 日 評 価

松山地方裁判所 御中

評 価 書

写

評価人 不動産鑑定士

渡辺正隆

第1 評価額

一 括 価 格	
金 10,110,000 円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金 3,130,000 円
物件2(建物)	金 6,980,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	今治市国分四丁目 乙138番8 宅地 570.00㎡	ほぼ同左 (特記事項参照)
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	今治市国分四丁目乙138番地8 乙138番8 居宅 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 178.53㎡	ほぼ同左
	(附属建物) 符 号 種 類 構 造 床 面 積	1 作業所 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 1階24.84㎡、2階5.67㎡	
番号	特 記 事 項		
1	<p>現地調査において境界杭やコンクリートブロック塀並びに市道との境界について確認したところ、建物図面の配置図とほぼ同一であり、昭和58年4月26日付第99号の建築確認申請で提出されている建築計画概要書に採用されている敷地面積：773.64㎡とほぼ同様の状況であったが、隣接土地所有者の立ち会いを受けておらず、正確な筆界の確認は出来ていない事から、評価にあたっては登記地積を採用した。</p>		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1)

位置・交通	JR予讃線「伊予富田」駅の南東方・道路距離約2,700m 最寄バス停「唐子池」の南西方・約180m(徒歩約3分) (別添「位置図」参照)	
付近の状況	当該評価対象物件は、今治市役所の南東方、直線距離にして約5.1km 附近に位置し、今治市が丘陵地帯を開発した高台における大規模住宅団 地である唐子台団地南端部の西側に存する。南側～西側、北西側は丘陵 地勢の自然山林や畑となっている。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化調整区域(法第34条第11号条例指定区域) (本件は都計法第43条に基づく既存宅地確認済:昭和 58年4月13日付第1号)
	用途地域	—
	建蔽率	70%
	容積率	200%
	防火規制	—
	その他の規制	—
画地条件	地積:570.00㎡ 形状:不整形(間口約19.5m、最長奥行約35.0m) 地勢:ほぼ平坦 地盤:普通	
接面道路の状況	方位:北東方 種別:市道:唐子台16号線 (建築基準法第42条1項1号道路) 幅員:約6.0m 舗装:有(アスファルト) 歩道:無 勾配:無 高低差:ほぼ等高	東方 市道:唐子台18号線 (建築基準法第42条1項1号道路) 約6.0～12.0m 有(アスファルト) 無 有(約2～5度) 約0.4m高～1.6m高
土地の利用状況等	物件2建物の敷地として利用されている。	
供給処理施設	上水道:あり 都市ガス:なし 下水道:あり (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件内に引込がされている場合をいい、「なし」とは、対象物件内に引込がされていない場合をいう。「不明」とは、役場での調査及び現地調査によっても供給処理施設の有無を判別できない場合や疑義がある場合等をいう。	
特記事項	① 土壌汚染が懸念される履歴は特にない。 ② 埋蔵文化財包蔵地の指定はない。 ③ 南西側隣接地に携帯電話の中継電波塔が存する。	

2-1 建物の概況及び利用状況(物件2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) : 昭和58年11月1日新築 経 過 年 数 : 42 年 経済的残存耐用年数 : 5 年
仕 様	構 造 : 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 屋 根 : 陸屋根 外 壁 : コンクリート打放しリシン吹付等 内 壁 : モルタル、合板下地ビニールクロス貼等 天 井 : 飾り天井、塩ビクロス等 床 : 寄木フローリング、コルク板貼、畳等 設 備 : 電気設備、給排水設備、衛生設備等(オール電化住宅) そ の 他 : その他上記の建物本体の一部と看做される付加物を含む。
床面積(現況)	178.53㎡
現況用途等	現況用途 : 居宅 間 取 り : 現況調査報告書の記載通り
品 等	やや優る
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	所有者が居住している。(詳細は現況調査報告書参照)
特 記 事 項	①競売手続においては、建物に付属する各種付帯設備の動作確認ができなため、正常に作動するか否かは不明である。 ②今治市役所建築住宅課で調査したところ、本件建物の建築確認は昭和58年4月26日付第99号にて申請がなされていた。 完了検査手続きはなされていなかった。 ③本件建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、吹付アスベストは視認出来なかったが、アスベスト含有建材が使用されている可能性はあるものと判断した。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

2-2 建物の概況及び利用状況(物件2)

区 分	附属建物 符号：1
建築時期及び経済的残存耐用年数	建 築 年 月 日：昭和60年月日不詳新築 経 過 年 数：約40年 経済的残存耐用年数：3年
仕 様	構 造：木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 屋 根：鋼板葺 外 壁：モルタル・リシン吹付 内 壁：板張り等 天 井：1階床天井・横羽目杉板張り及びビニールクロス貼り、2階ビニールクロス貼り 床：7°トフロリング張り 設 備：電気設備、給排水設備、衛生設備等 そ の 他：その他上記の建物本体の一部と看做される付加物を含む。
床 面 積	1階24.84㎡、2階5.67㎡、延30.51㎡
現 況 用 途 等	現況用途：作業所 間 取 り：現況調査報告書の記載通り
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	所有者が占有していた。(詳細は現況調査報告書参照)
特 記 事 項	①競売手続においては、建物に付属する各種付帯設備の動作確認ができないため、正常に作動するか否かは不明である。 ②今治市役所建築住宅課で調査したところ、本件附属建物符号：1については昭和60年7月8日付第307号にて建築確認申請がなされていた。尚、完了検査手続きはなされていなかった。 ③本件建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、吹付アスベストは視認出来なかったが、アスベスト含有建材が使用されている可能性はあるものと判断した。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格 (物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ
1	26,800	0.95	570	0.80	11,610,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価調査 今治(県)－12

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

$$29,800\text{円}/\text{m}^2 \times 99.8 / 100 \times 100 / 101 \times 100 / 110 = 26,800\text{円}/\text{m}^2$$

◇ 時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : 画地条件等を考慮した。

◇ 地 域 格 差 : 街路条件、環境条件格差等を考慮した。

イ 個 別 格 差 : 画地条件等を考慮した。

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建 付 減 価 : 建物と敷地との適応の状態、将来の建物の取り壊し費用等を考慮して減価率を判定した。

(2)－1. 建物価格 (物件2 主である建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物価格(円) ア×イ×ウ
2	272,000	178.53	0.10	4,860,000

ウ 現価率

- ・ 耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用。

経過年数42年、 経済的残存年数5年、 残価率 0%

観察減価法(保守管理の状況等 普通)による補正 -5.0%と査定した。

- ・ 現価率 $= \{0\% + (1 - 0\%) \times (5\text{年} / (42\text{年} + 5\text{年}))\} \times (1 - 5\%)$
 $= 0.10$

(2) - 2. 建物価格 (物件2 附属建物 符号: 1)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物価格(円) ア×イ×ウ
2	181,000	30.51	0.07	390,000

ウ 現価率

- ・ 耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用。

経過年数40年、 経済的残存年数3年、 残価率 0%

観察減価法(保守管理の状況等 普通)による補正 -3.0%と査定した。

- ・ 現価率 $= \{0\% + (1 - 0\%) \times (3\text{年} / (40\text{年} + 3\text{年}))\} \times (1 - 3\%)$
 $= 0.07$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	11,610,000	0.55	法定地上権	6,390,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を55%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算(円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	11,610,000	-6,390,000	/	1.00	0.60	3,130,000
2	5,250,000	+6,390,000	1.00	1.00	0.60	6,980,000
一括価格(合計)						10,110,000

ウ 占有減価修正：修正の必要なし

エ 市場性修正：修正の必要なし

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格 今治(県)－12

所 在 : 今治市唐子台東1丁目14番14

価 格 : 29,800円/㎡

位 置 : 伊予富田駅の南東方道路距離約2,800mに位置する。

価 格 時 点 : 令和7年7月1日

地 積 : 276㎡

供給処理施設 : 水道、ガス、下水

接 面 街 路 : 西側6m市道に接面

用 途 指 定 等 : 市街化区域 第1種低層住居専用地域

(建蔽率50%、容積率80%)

地 域 の 概 要 : 中規模の一般住宅が建ち並ぶ高台の区画整然とした閑静な住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件1 8,169,257円

物件2 7,734,310円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当って参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

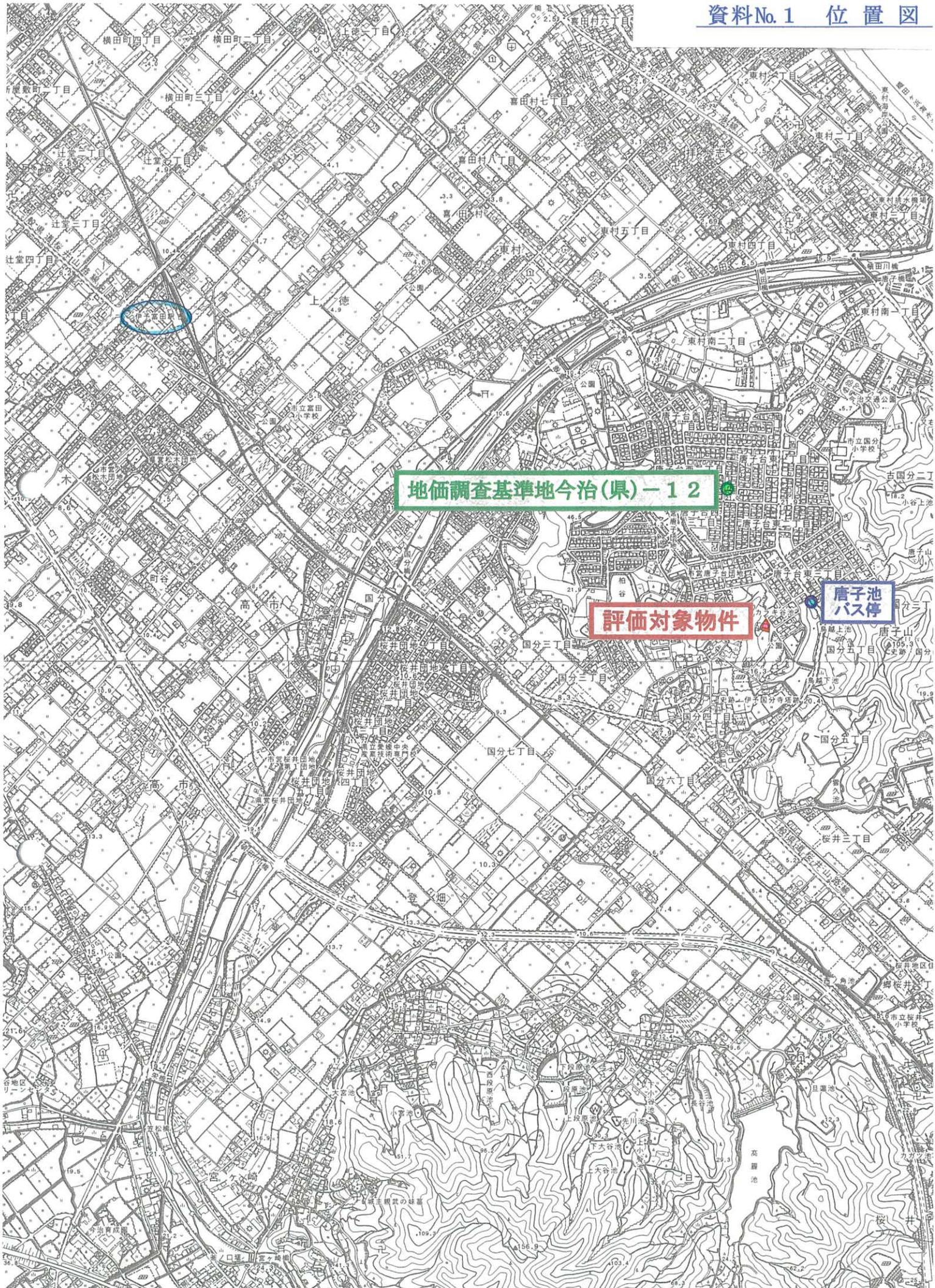
第7 附属資料

資料No. 1 位置図

資料No. 2 公図写

資料No. 3 建物図面、各階平面図写

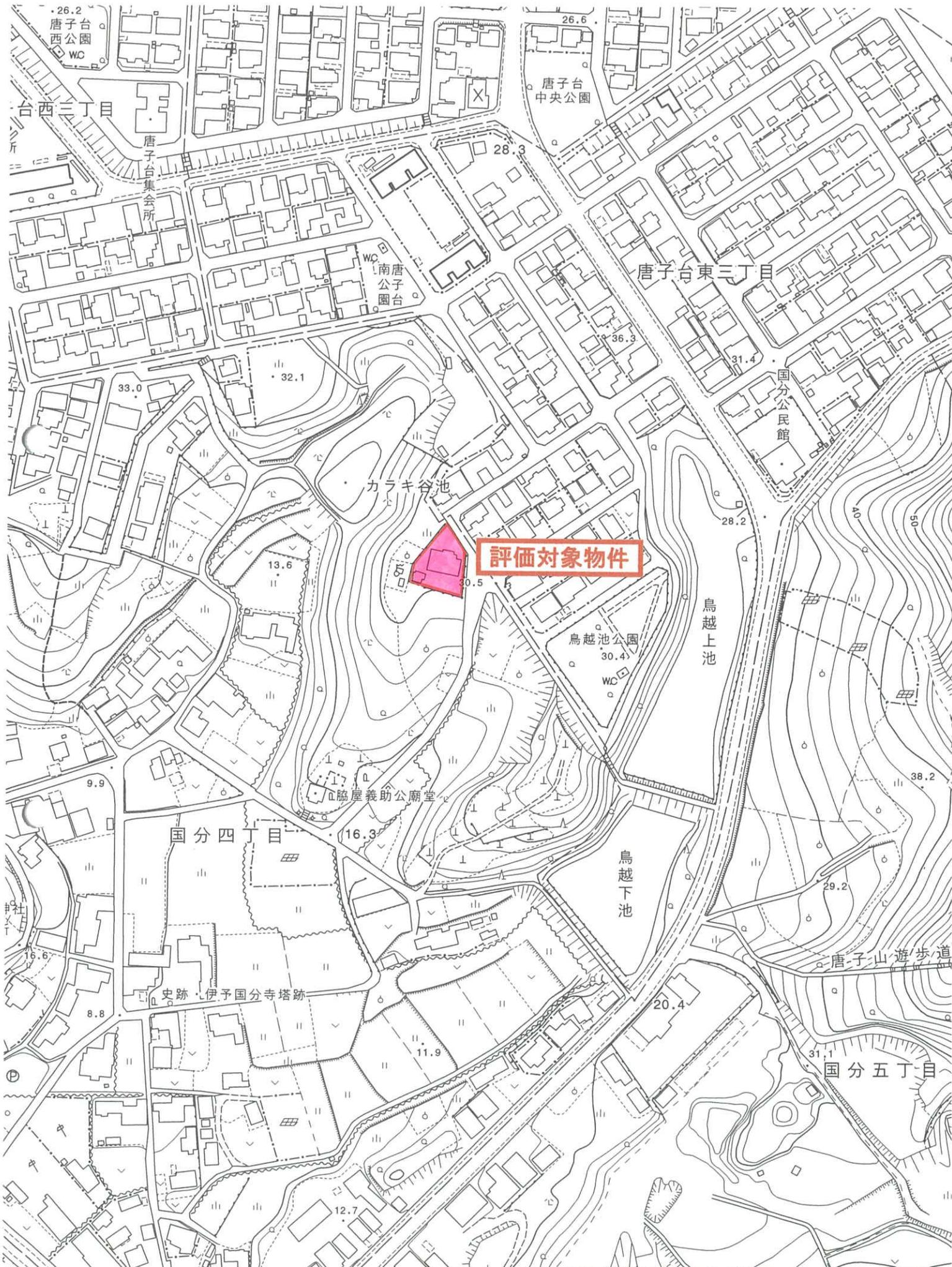
以 上

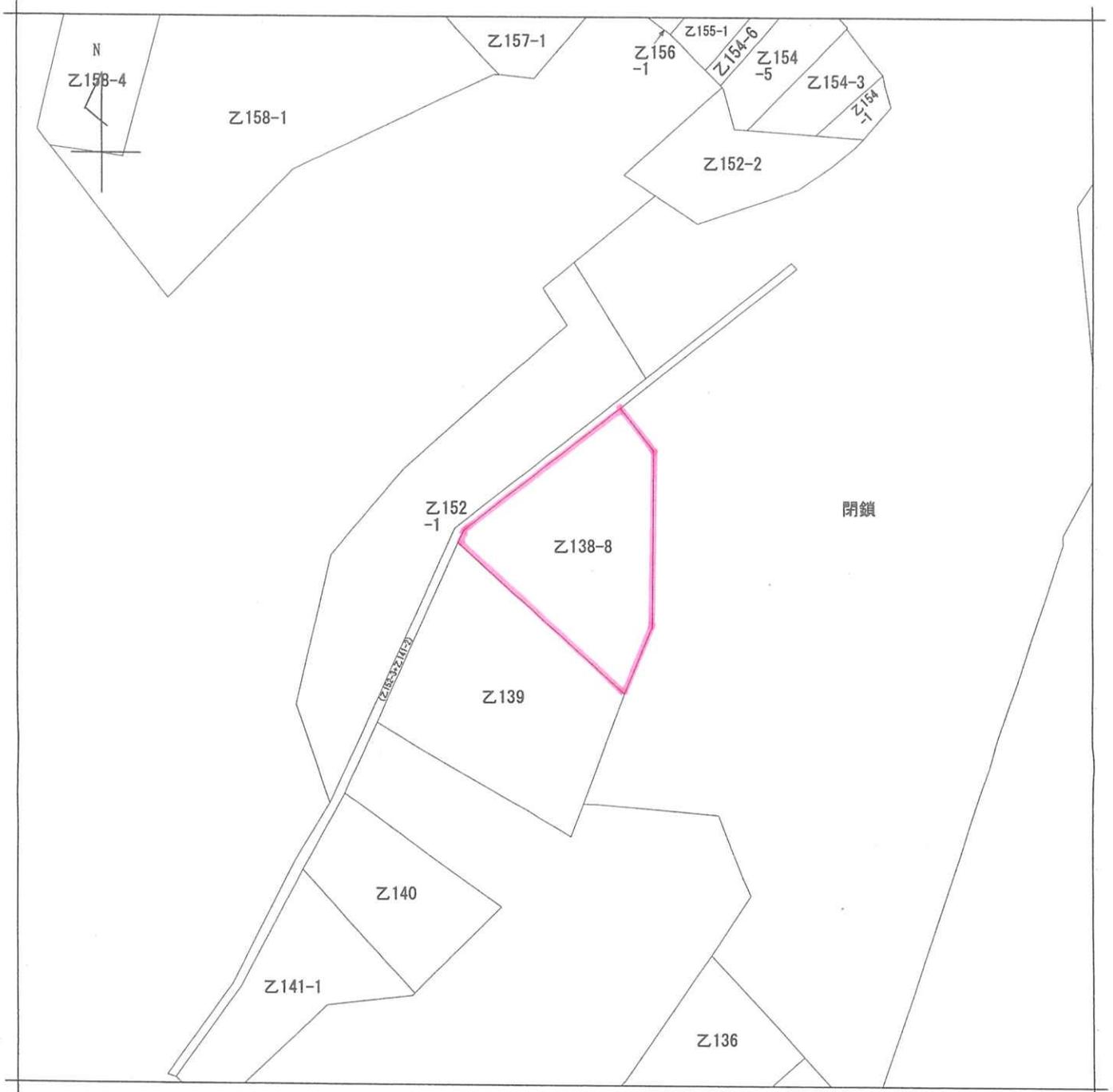


地価調査基準地今治(県) - 12

評価対象物件

唐子池バス停





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在 今治市国分四丁目				地番	乙138番8			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年12月11日
松山地方法務局今治支局
登記官

請求番号：8-3
(1/1)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	今治市唐子台東三丁目			地番	18番1			
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和49年5月28日			備付年月日(原図)		補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年12月11日
松山地方支局今治支局
登記官

請求番号：8-5
(1/1)

